

第二十六回国会 衆議院

社会労働委員会議録 第二十五号

(二八一)

昭和三十二年三月十八日(月曜日)
午後一時四十七分開議

出席委員

委員長 藤本 捨助君

理事大橋 武夫君 理事野澤 孝一君
理事中川 後思君 理事野澤 清人君
植村 武一君 小川 半次君
越智 茂君 加藤常太郎君
加藤鎌五郎君 倉石 忠雄君小林 郁君 高瀬 傳君
中村三之丞君 永山 忠則君
八田 貞義君 古川 文吉君
赤松 勇君 井堀 繁雄君
滝井 義高君 山口シヅエ君

出席政府委員

厚生技官(公衆衛生局長) 山口 正義君
厚生技官(公衆衛生部長) 楠本 正康君
委員外の出席者

専門員 川井 章知君

三月十八日

委員大石武一君、永山忠則君、井堀
繁雄君、鈴木義男君、福田昌子君及
び柳田秀一君辞任につき、その補欠
として小島徹三君、草野一郎平君、
西村彰一君、山崎始男君、岡良一君
及び栗原俊夫君が議長の指名で委員
に選任された。

三月十五日

健康保険法の一部改正反対等に関する
陳情書外七件(倉敷市議会議長三
宅為一外二百三十一名)(第四五
号)
同外四件(柏崎市議会議長平田達雄
同外七百一名)(第五一〇号)

国民健康保険の療養給付費三割国庫負担に因る陳情書外二件(岩手県和賀郡湯田村議会議長小川清志外二名)(第四五二号)
保育所費の国庫負担引下げ反対等に因る陳情書外一件(長野市児町五四〇一長野県社会福祉事業費関係都市代表藤井伊右衛門外一名)(第四六二号)
保育所運営費増額に関する陳情書(三重県議会議長広田俊二)(第四六三号)
国立公園等の施設整備費増額に関する陳情書(金沢市上大通町六石田みつ)
(第五一二号)
保健婦、助産婦、看護婦法の存続に関する陳情書(金沢市字品町十四丁目日本看護協会看護婦会広島県支部長宮田千代子)(第五一二号)
保育所費の国庫補助に関する陳情書(大阪市議長浅野藤太郎外四名)(第五一二号)
未帰還者遺族の援護等に関する陳情書(松山市萱町二の八九愛媛県外地抑留者家族会長和田利治)(第五二号)
阪神都市における屎尿処理に関する陳情書(和歌山県議会議長平越幸一外一名)(第五三一号)
学徒戦没者遺族の扶助料支給に関する陳情書(掛川市南西郷一〇六二渡辺惣平)(第五三四号)
小樽市の社会保険診療報酬地域区分甲地に指定の陳情書(小樽市議会議長東策)(第五四二号)
原爆被爆者の国家補償に因る陳情書(熊本県議会議長瀬口龍之介)(第五四三号)
健康保険法等の一部を改正する法律案に対する陳情書(福島市大町長桜井松藏)(第四八〇号)

戦没及び戦傷病弱者学徒等の国家補償に関する陳情書(山口県議会議長二木謙吾)(第四八二号)
国民健康保険療養費付費の不足分国庫補助等に関する陳情書(宇都宮市戸祭町二二三七橋木県国民健康保険団体連合会理事長小川喜一)(第五〇九号)
助産婦教育制度改正反対に関する陳情書(金沢市上大通町六石田みつ)
環境衛生関係業の運営の適正化に関する法律制定に関する陳情書(福島市宮下町一四福島県クリーニング協同組合理事長大貫昇作)(第五四七号)
○山口(正)政府委員 ただいま滝井先生からのお尋ねの点は、第九条関係かと思ひますが、第七条の当然免除は、これは卒業してあるいはインターネットを終りましてから直ちに保健所に入りまして、それから引き続いて保健所あるいはまた政令で定める公衆衛生関係の機関に在職いたしました期間が、修学資金の貸与を受けた期間の三分の一、つまり一倍半以上勤務いたしました場合には当然免除される、つまりこれは貸与を受けた者が免除してもらえる権利を持つということになるのでございます。第九条関係の、一部または全部を免除することができる、裁量免除でございますが、ただいまのお尋ねの点は、その免除のやり方と申しますが、免除することができるのは返還の債務の額の問題でございましょうか、それでございまますと、大体政令で定めることになつております。そこで、一応考えておりまることは、在職期間に相当する数値を修学資金の貸与を受けた期間の三分の三に相当する数値で割った数値をその債務の額に乗じて得た額、非常にむずかしい言い方をしてございますが、これは現在防衛省関係、自衛隊でやはり

一二福島県医師会議長岩永幾太郎外一名)(第五四四号)
失業対策事業費補助率引上げ等に関する陳情書(水俣市議会議長尾田学)(第五四五号)
衛生検査技師の身分法制定に関する陳情書(郡山市堂前五六日本衛生検査協会福島支部長池上佐文)(第五四六号)
環境衛生関係業の運営の適正化に関する法律制定に関する陳情書(福島市宮下町一四福島県クリーニング協同組合理事長大貫昇作)(第五四七号)
○山口(正)政府委員 ただいま滝井先生からのお尋ねの点は、第九条関係かと思ひますが、第七条の当然免除は、これは卒業してあるいはインターネットを終りましてから直ちに保健所に入りまして、それから引き続いて保健所あるいはまた政令で定める公衆衛生関係の機関に在職いたしました期間が、修学資金の貸与を受けた期間の三分の一、つまり一倍半以上勤務いたしました場合には当然免除される、つまりこれは貸与を受けた者が免除してもらえる権利を持つということになるのでございます。第九条関係の、一部または全部を免除することができる、裁量免除でございますが、ただいまのお尋ねの点は、その免除のやり方と申しますが、免除することができるのは返還の債務の額の問題でございましょうか、それでございまますと、大体政令で定めることになつております。そこで、一応考えておりまことは、在職期間に相当する数値を修学資金の貸与を受けた期間の三分の三に相当する数値で割った数値をその債務の額に乗じて得た額、非常にむずかしい言い方をしてございますが、これは現在防衛省関係、自衛隊でやはり

貸費制度を採用しているのでござりますが、それと同じでございます。式で書きまとると、免除額は債務額かける分母が採用期間かける二分の三、分子が在職期間、そういうふうな式になるのです。

○滝井委員 わかりました。それが一部を免除する額だそうです。それは結局政令で定めることになるのですね。

○山口(正)政府委員 さよならでござります。
○滝井委員 次にお尋ねをしたいのは、お金を借りて卒業をしたところがどうも家庭の事情その他で公衆衛生の業務につくことができない、保健所の職員となることができない、従つて初めから当初のお約束とは違った状態になるわけなんですね。この場合に、こういうお金を借りるような人ですか、そう財産もないし、払えません。

○山口(正)政府委員 お尋ねをしたいのは、お金を借りて卒業をしたところがどうも家庭の事情その他で公衆衛生の業務につくことができない、保健所の職員となることができない、従つて初めから当初のお約束とは違った状態になるわけなんですね。この場合に、こういうお金を借りるような人ですか、そう財産もないし、払えません。

○滝井委員 次にお尋ねをしたいのは、お金を借りて卒業をしたところがどうも家庭の事情その他で公衆衛生の業務につくことができない、保健所の職員となることができない、従つて初めから当初のお約束とは違った状態になるわけなんですね。この場合に、こういうお金を借りるような人ですか、そう財産もないし、払えません。

○滝井委員 国の債権の管理等に関する法律との関係ですね。たとえば「担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。」というのがあるが、こういうものとの関係なんです。これはおそらく一番最初の意思是保健所の職員になるんだという意味でお借りをしたが、しかしいろいろの社会的条件や家庭的条件等でどうもそり合うわけにはいかぬといった場合には、払えないといって差し押さえをするわけにはいかぬと思うのですが、そういう差し押さえのとおりですが、そこらあたりの調整はどういう工合なお考えでござります。それから最後の貸与のときに貸与総額についての借用証書を出し、それに保証人が連署してもらうというふうに考へているわけですが、返還債務が履行されない場合には、その借用証書によりまして本人または保証人を相手取つて一般の民事訴訟法の規定に従つて裁判所に提訴するというふうなことをやりたいと思っております。

○滝井委員 担保を取ることは考えておりません。
○山口(正)政府委員 次には、白衛隊にも、昔は軍医とせないといふその理由がやむを得ないといふように認められるような場合に書きますが、そうでない場合にはやはり延滞利息がつくということあります。そこで、自衛隊の方では、本法の第七条にございましますと、自衛隊のこより貸費制とは返還の猶予ということができるのです。専門委員室の資料によりますと、やはりいろいろ違つます。

○滝井委員 国の債権の管理等に関する法律との関係ですね。たとえば「担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。」というのがあるが、こういうものとの関係なんです。これはおそらく一番最初の意思是保健所の職員になるんだという意味でお借りをしたが、しかしいろいろの社会的条件や家庭的条件等でどうもそり合うわけにはいかぬといった場合には、払えないといって差し押さえをするわけにはいかぬと思うのですが、そういう差し押さえのとおりですが、そこらあたりの調整はどういう工合なお考えでござります。それから最後の貸与のときに貸与総額についての借用証書を出し、それに保証人が連署してもらうというふうに考へているわけですが、返還債務が履行されない場合には、その借用証書によりまして本人または保証人を相手取つて一般の民事訴訟法の規定に従つて裁判所に提訴するというふうなことをやりたいと思っております。

○滝井委員 次には、白衛隊にも、昔は軍医とが、それが医師が不足ということでござります。そこで、自衛隊の方では、本法の第七条にございましますと、自衛隊のこより貸費制とは返還の猶予というができるのです。専門委員室の資料によりますと、やはりいろいろ違つます。

○滝井委員 次には、白衛隊にも、昔は軍医とが、それが医師が不足ということでござります。そこで、自衛隊の方では、本法の第七条にございましますと、自衛隊のこより貸費制とは返還の猶予というができるのです。専門委員室の資料によりますと、やはりいろいろ違つます。

○滝井委員 次には、白衛隊にも、昔は軍医とが、それが医師が不足ということでござります。そこで、自衛隊の方では、本法の第七条にございましますと、自衛隊のこより貸費制とは返還の猶予というができるのです。専門委員室の資料によりますと、やはりいろいろ違つます。

身出世と言つてはおかしいですが、前途に対する希望が開けないということなんですね。たとえば保健所の状態を見ても、保健所の所長になつたら、あとは行くボストがないのです。県の衛生部あたりでも、地方自治体の赤字のために衛生部をやめようという意見が出でてき始めました。そうすると行くところがない。衛生部のボストでも、技術官のボストといふものは非常に少い。保健所長どまりだということになると、ある程度まで行くとそらどんどん給料が上るということはない。そうすると優秀な技術官がそことどまらぬ状態が出てくるのです。一体こういうものの打開を根本的に考えずして、ただ姑息的にこういう金を貸して、そしてその貸した分だけを勤めさせようと、いうことは、私はやはりだめだと恩う。こういう制度をとつたからには、この人たちが借りたお金を返すだけの義務的な期間を勤めるばかりでなくして、さらにそれより以上に希望を持つて勤めるだけの、何か現在より道の開ける具体的なものでも考えておるのかどうか。これは局長さんばかりでなく、いずれ大臣に、この案が上の前に来てもらつてお尋ねしたいと思うのですが、その点どうですか。

貸すするということは、ただいま滝井先生御指摘のように、ただ金を貸して、そのいわゆる義務的に考えておりませんが、まだ予算を計上したというわけではございませんので、これを機会にでいいといふような考え方でこの問題を取り上げ、あるいはこの法律案を立委員會に提出して、また予算を計上したというわけではなくてはございませんので、これだけはございませんので、これから持つて入ってきてもらう人を一人でも多くしよう、こういうことで、修学生時代となつております者に対して学生時代からできるだけ連絡をとつて、公衆衛生に対する理解と希望を持つてもらおう、單に経済的な面の援助だけではなくて、その間に公衆衛生に対する熱情を持つようにならかにいたしましては、給与体系の問題がござります。それと同時にただいま具体的にどういうふうに考へてあるかといふ点につきましては、給与体系の問題がござりますが、ただいま御指摘のよろしくに保健所長の現在の最高の給与の級と申しますが、それが衛生部長あるいは本省の局部長に比較して比較的低いというような点が問題になつておりますので、これは私どもの考へとしては、保健所長も衛生技術官としては最高の俸給がとれるように、各地方の自治体でやつてもららよう私どもの方で働きかけております。またそのほかこれが昨年から実施しているのでございますが、保健所長も國家試験委員に入つてもらつて、一般の大学教授あるいは専門家の方々と同じように、國のいろいろなそういう立場に立つて仕事をしていくだくといふことも立つて考えたところを実行に移していくわけになります。これらは一、二の例でございます。

ございますが、そのほか保健所で勤務して実のある仕事ができるようには保健所の施設を整備する、あるいはその研究室に要する費用なんかも出せるような事を講じていきたい、そういうふうに考えておられるわけでござります。

○滝井委員　内閣委員会に給与法の改正がかかるつてはいるわけです。これは七級に分けることになるわけですね。そろしますと身分がきまつてしまふのですね。そういうふうに現に身分がきまつてしまふならば保健所長あたりはなかなか上ることができないのですね。今所長で最高級は具体的に何級何号俸で、最高幾らですか。

○山口(正)政府委員　ただいま滝井先生の御指摘の給与体系の問題は、国家公務員の給与体系を御審議中でござりますが、それがおそらく地方公務員にも準じて行われると思ひます。その際に地方公務員の保健所長をどのクラスに置くかといふことが大きな問題になつてきます。(滝井委員)今最高はどうぞ行つていますかと呼ぶ現在量高は十四級の三号まで現実に行つております。(滝井委員)「金額は幾らですか」と呼ぶ本俸が四万五、六千円だと思います。

○滝井委員　今度の給与改正でおそらく地方公務員にも及ぶだらうと思つては私は私もお尋ねしているわけです。それしますとその格づけをどこに持つていいかということが非常な問題になつてくる。これは地方自治体にまかしておけば、技術官といふものは今まで優良

されでないのだから、そな優遇されるはずはない。われわれの学生のときには三丁目一番地という言葉がはやつた。高等官三等の一級まで行つたら軸任になれない、二等にはなかなかなれない、なれどもよりよろむるものだ、そういう古い伝統がありますので、地方自治体においても格づけをするときにはやはり何と申しますか、聖長クラスでとどまる可能性が十分あるわけです。そういう点について厚生省は地方自治体に技術官についてはこういったところまでしてもらいたいといふような何か要請でもされる意思があるのかどうか……。

○山口(正)政府委員 その点は私どもの方で自治庁と折衝してできるだけ早いクラスに置かれるよう折衝したいと考えておるわけございます。現在保各地方公共団体としても医師の獲得は非常に困つておるわけござります。これは少し話が長くなりますが、簡単に申し上げたいと思いますが、現在保健所の職員が充足されないという理由はいろいろあります。地方が十分予算化しないという点も一つだと田舎者入らない、その一つは医師、歯科医師がほかにたくさんおつても入つておきましてもその点は十分考えてやることで困つておりますので、地方に二色ございます。現実に地方ではほかに医師がおりながら充足できないといふことをとつてみましても非常に幅があるのをございまして、注意を払つて医師の待遇を考えているところにおいては本

足状況がよいといふようなことがござりますから、その点は私どもの方がらも自治院あるいは地方公共團体に働きかけいたします。また地方公共團体の方でも現実に困つてゐる問題でござりますので、当然考えてくるといふうに考えております。

○滝井委員 この問題は今後の公衆衛生行政を運営する上に一番やはりポイントになる問題だと思ひます。結核行政もその他のいろいろの公衆衛生的な行政も——これは保健所における技術官の中核になる医師がないということが、日本の公衆衛生行政の進展の非常に大きな障害になつてゐる。従つてこの点については大臣の出席を求めまして、同時に自治院からもどなたか来てもらつて次会に質問いたしたいと思ひます。私は一応きょうは質問を留保して次会に譲りたいと思ひます。

○藤本委員長 了承いたしました。

○亀山委員 ただいま保健所長初め保健所職員の優遇問題について同僚滝井委員から最後にお述べになられました問題は、私ども全く同感です。現在の国民の保健衛生行政を担当しております、しかも第一線として最も重要な仕事をし、その働きいかんによつてはゆゆしき問題を惹起する、またうまくいけば非常に好転する、この保健所くらい大事なものはないと思ひ。ところが一般にはとかく予算を計上すれば、そのままこれが下部に浸透するといふような誤解を持っているけれども、これらの予算を第一線で実行するのは一に保健所長初め保健所の職員です。その意味において今度の奨学制度といふものはまことにけつこうです。けれども同時に保健所職員の待遇の向上問題、今淹

井君の言われましたような保健所長の地位を強化するという問題はぜひとも一つ厚生省でお考えになるべき事項であると思ひます。国民皆保険の問題につきましても医療機関の重要なことはもちろんですが、これに関連して起る保健所問題——保健所の機構及びその職員の優遇という問題は、これは非常に重要な問題ですから、厚生当局において今年度若干こういうものは認められましたけれども、さらには希望申上げます。

○山口(正)政府委員 ただいま御指摘の点は、先ほどから滝井先生からも御指摘がございましたが、私ども最も懇切にお尋ねいたしますので、亀山先生からの御注意の点十分意に体して今後処していきたいと思います。

○藤本委員長 八田貞義君。

○八田委員 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案について質問させていただきます。まず質問の第一点は、この法律は經濟立法であるか、あるいは公衆衛生立法であるか、この点につきまして、提案者の御答弁をお願いいたします。

○亀山委員 まさにごもつともな御質問でございます。環境衛生関係の営業といふものは、国民の日常の健康に直ちに影響を及ぼすものでございます。従って旅館業法、あるいは公衆浴場法、その他環境衛生関係の法令によりまして、許可、届出の法的措置を講じておりまして、衛生基準の厳守をはかつておるものでございます。本来この種の営業といふものは衛生措置の完全を期して、初めて完全に営業がなされるものでありますから、いたずらに過度の競争、不当競争といふようなこ

とに陥ることは、ややもすると、その結果は衛生措置に欠陥を生ずるおそれがあるかもしれません。こういう見地から、経済にも非常に深い関係がござります。ですから経済立法の点も加味して、この点から申しまして、この法律

案は公衆衛生立法であると申して差しつかえないと思ひます。けれども一面、経済にも非常に深い関係がござります。ですから経済立法の点も加味して参らなければならぬ。けれども中心はあくまで公衆衛生立法である、かよ

うに御了承願いたいと思ひます。

○八田委員 ただいまの亀山提案者のお話によりまして、公衆衛生立法であるが、兼ねて經濟立法も加味しておる

んだ、こういうよろくな御答弁であります。

そこで主婦連合会がこの法案に対し反対をいたしておるのであります

が、その趣旨としては料金の値上げになります。せぬか、こういうよろくな不安を抱いておるのであります。この点につきまして、主婦連合会の反対理由は間違

いである、誤解に基くものであるといふことを明らかに表明していただきようにお願いいたしたいのであります、この料金の値上げになりはせぬかといふことの明瞭化などによらなければなりません。

○亀山委員 お話をございました第二条の政令に関する問題でござりますが、どういう業種をお考えになつておるか御答弁願います。

○亀山委員 お話をございました第二条の政令に関する問題でござりますが、どういう業種をお考えになつておるか御答弁願います。

○八田委員 この法律の第二条におきまして、食品関係の営業は、政令で業種を定めることができます。が、どういう業種をお考えになつておるか御答弁願います。

○亀山委員 お話をございました第二条の政令に関する問題でござりますが、食品営業といふのは非常に幅の広い営業であります。提案者といつしましては、これらの食品衛生関係営業に

対して法的衛生基準のきめられていないものが相当ござります。提案者といつしましては、これらの食品衛生関係営業に

ますと、その営業方法が社会上いろいろな批判を受ける、健全な社会を醸成していくといふ事例がござります。

○亀山委員 お話をございました第二条の政令に関する問題でござりますが、食品営業といふのは非常に幅の広い営業であります。提案者といつしましては、これらの食品衛生関係営業に

ますと、これらについて食品衛生上考慮されて参りたいと思っておりますが、今までのところにつきましては、た

だいま亀山先生からお話をのように、主として販売業またサービス業といふようなものを考えまして、さような点からサービス業といつしましては、喫茶店

あるいは飲食店、さらに販売業といったらサービス業といつしましては、喫茶店

多い、しかも過当競争の結果、国民

が非常迷惑をこうむるような営業方

法に陥りやすい業種、たとえますれば

食肉販売業あるいは医薬品にも準ずべき製氷販売業かのようなものを考えた

い、かように考えておる次第でござります。

○八田委員 やはり第二条関係で環境衛生同業組合と中小企業等協同組合とおられます。それにつきましては料金ま

たは販売価格の制限の基本とするのに

結果は衛生措置に欠陥を生ずるおそれがあります。こういう見地から、経済の安定をもたらすことは、とりもなおさず公衆衛生の保持に寄与できるのでございまして、この点から申しまして、この法律

は都道府県知事、それから厚生大臣、公正取引委員会といふ三者の行政官庁を経て初めて効力を発生するものでござります。しかもこの法案にありますよ

うに国及び都道府県に設けられますと、この環境衛生審議会、これに

は必ず消費者代表を委員に加えまして、消費者の意見を十分述べ、その意見を尊重するようになつておりますの

で、今お示しのよろくな主婦連合会の御懸念のあります料金の問題に對して、消費者の意見を十分述べ、その意見を尊重するようになつておりますの

で、消費者の立場を不當に不利にする結果にはならない、かように考えておるのでござります。

○八田委員 この法律の第二条におきまして、食品関係の営業は、政令で業種を定めることができます。が、どういう業種をお考えになつておるか御答弁願います。

○亀山委員 お話をございました第二条の政令に関する問題でござりますが、食品営業といふのは非常に幅の広い営業であります。提案者といつしましては、これらの食品衛生関係営業に

ますと、その営業方法が社会上いろいろな批判を受ける、健全な社会を醸成していくといふ事例がござります。

○亀山委員 お話をございました第二条の政令に関する問題でござりますが、食品営業といふのは非常に幅の広い営業であります。提案者といつしましては、これらの食品衛生関係営業に

ますと、これらについて食品衛生上考慮されて参りたいと思っておりますが、今までのところにつきましては、た

だいま亀山先生からお話をのように、主として販売業またサービス業といふようなものを考えまして、さような点からサービス業といつしましては、喫茶店

あるいは飲食店、さらに販売業といったらサービス業といつしましては、喫茶店

多い、しかも過当競争の結果、国民

が非常迷惑をこうむるような営業方

法に陥りやすい業種、たとえますれば

食肉販売業あるいは医薬品にも準ずべき製氷販売業かのようなものを考えた

い、かように考えておる次第でござります。

○八田委員 そこでもう一つ懸念に

なつてすることは、組合が保護強化されることにはまことにけつこうでござります。

○亀山委員 そこが業界ボスが生ずるおそれといふか、結果となりはせぬか、こ

ういうことも考えられてくるわけで組合の強化とともに業界ボスの發

達生部長から私のお答えに補充してお

んでくるわけであります。これに対し

ての御見解をお伺いいたしたい。

○龜山委員

八田委員の御懸念は、あ

るはそういうようなことが考えられ

ると思います。環境衛生関係の営業と

いうものの過去の姿には、あるいはそ

ういうことがあったかもしだれぬと思

ますが、この法律ができました暁に

は、今お述べになりましたような役員

に対しては、組合員の五分の一以上の

同意があればゴールができるわけで

あります。そういう点も加味し、また

先ほど申し上げました環境衛生関係

会等の活用、こういったものによりまし

て、今お話しのようないな役員のいわゆる

ボス化といふものは極力是正したい、

かように考えておるのでございます。

○八田委員

これは環境衛生部長にお

伺いした方がいいと思うのであります

が、第二条関係で、環境衛生関係営業

のうちに含まれておいでないものがござ

ります。たとえば、いわゆる処理場ある

いは汚物取扱業などがこの環境衛生関係

営業のうちに含まれておりませんが、

どうして含めなかつたか、その理由に

ついてお知らせ願いたいと思います。

○龜山委員

今八田委員の御質問に

は私がお答えした方がいいかと思いま

すので、私からお答え申し上げます。

今御例示になりましたへい処理場あ

るいは汚物取扱業、こういう環境衛生

関係の営業は、ここに列挙してある以

外にもございます。しかしながら多く

は過度の競争が少からう。それからど

ちらかと申しますと、屠畜場等を例に

あげましても、公営企業が中心であ

り、またへい処理場あるいは汚物取扱

業につきましても市町村長等の一種の

監督権もございますので、ここにあえ

て取り上げなかつたのでございます。

○八田委員 それからやはり第二条で

「興行場法に規定する興行場営業のうち

映画に係るもの」というふうに規定

してございますが、興行場の営業につ

いては映画にかかるものだけを対象

にしておきます。

○龜山委員 これは全く痛い御質問で

ございまして、当初提案者といたしま

しては、興行場全部に適用しようかと

考えておりました。ところがこの興行

場に適用する主たる理由といふのは、

御承知のように映画の上映時間の制限

とかあるいは主として映画館の営業方

法の問題であるのです。また一面にお

きまして寄席とか芝居小屋といふもの

は興行場の数が少いものでございます

から、そういう点で一つこれを除い

た方がいいじやないかといふような議

論もありましたのですが、立案いたし

ました私としては、興行場という広い

意味のつもりだったところが、いつの

間にかその映画館の方に変つて参りました

した。けれども、これでも差しつかえ

ないかと思いますけれども、もしも御

修正下さいましても提案者には何ら異

存がございませんので、さようお含み

を願います。

○八田委員 それから第三条の問題で

ございますが、「政令で定める業種」と

に、環境衛生同業組合を組織すること

ができる。「こういうふうにうたつてこ

ざいますが、「政令で定める業種」とい

うのは具体的にはどのように考えられ

あげますと、この点、御説明を願います。

○龜山委員 お示しのように第三条

の、政令で定める業種につきましては

公衆浴場業、クリーニング業、こうい

う環境衛生営業につきましては大体同

様の営業形態をとつておりますので、

たしましては、土地の区画整理組合が

三分の二以上の同意があれば強制され

ます。いろいろ考えたのでござります

ないかと思います。けれども御案内の

旅館業につきましてはホテルあるいは任

務加入でいく方がまあ無難であろう、

こういうことで任意加入にいたしたの

ります。

○八田委員 食品衛生関係の方はこの

点についてどうお考えですか。

○龜山委員 これも今の食品衛生関係

の営業者の御希望によりましてそれで

差しつかえないと思ひます。たとえば

喫茶店、飲食店、それから製造業関係

あるいは先ほど楠本環境衛生部長が申

されましたように、冰雪とかあるいは

その他の特別の食品関係の販売、こう

いふものについて別個に作ることも考

えられます。

○八田委員 第五条におきまして組合

の加入の問題でございますが、営利を

目的としない要件がある。あるいは

「組合員が任意に加入し、又は脱退す

ることができる」というような文句が

ござります。また「組合員の議決権及

び選挙権が平等である」こういうこと

が組合加入の要件となつておるようで

ござりますが、強制加入を避けられた

何か理由があると思うのです。強制加

入の挙に出られなかつた理由について

おつしやつていただきたい。

○龜山委員 こういう団体につきまし

て強制加入を法令で認め得るかどうか

といふ点につきましては、多少憲法上

の、政策通りだと思います。ところ

が書いてございます。こういうこと

す。その他のこれに近い強制加入とい

たしましては、土地の区画整理組合が

三分の二以上の同意があれば強制され

ます。いろいろ考えたのでござります

といふ懸念が出て参ります。これにつ

きまして一つ、そういう点はない、こ

ういうふうにやつていくのだから決し

て心配はないといふ点を一つお知らせ

願いたい。

○龜山委員 これは先ほども主婦団体

連合会からの御反対の問題につきまし

てお答え申し上げましたように、料金

または販売価格の制限につきましては

適正な規定を作りますが、それは都道

府県による」というふうになつており

ますが、この指定業の区域は組合を持

つて一箇所とし、その地区は、都道府県の

区域による」というふうになつており

ます。いわゆる都道府県がこれに関与

いたします初めて努力を発生する、

しかもこの国及び都道府県が設けるこ

とにあります。これについてのお

考えを一つお述べ願いたい。

○龜山委員 この点もだいぶ苦心をい

たした点でございまして、御案内によ

うに地方自治法でいよいよ指定都市と

いうことが取り上げられまして、昨年

の地方自治法の改正で相当大幅の权限

が都道府県より大都市に參りましたこ

とは万般御承知の通りであります。そ

の際に基準の指定等の事務は都道府県

の事務として残してござります。この組

合につきましては、今お述べのよくな

れば兵庫県、こういうふうに分けることも

ござりますけれども、今申し上げた

とを考えますけれども、やはり兵庫県、

こういうふうにうたつてござります。

は、考え方によつては、あるいは消費

者の立場を不利益にせねか

といふ懸念が出て参ります。これにつ

きまして一つ、そういう点はない、こ

ういうふうにやつしていくのだから決し

て心配はないといふ点を一つお知らせ

願いたい。

○龜山委員 これは先ほども主婦団体

連合会からの御反対の問題につきまし

てお答え申し上げましたように、料金

または販売価格の制限につきましては

適正な規定を作りますが、それは都道

府県による」というふうになつており

ます。いわゆる都道府県がこれに関与

いたします初めて努力を発生する、

しかもこの国及び都道府県が設けるこ

とにあります。これについてのお

考えを一つお述べ願いたい。

○龜山委員 これは先ほども主婦団体

連合会からの御反対の問題につきまし

てお答え申し上げましたように、料金

または販売価格の制限につきましては

適正な規定を作りますが、それは都道

府県による」というふうになつており

ます。いわゆる都道府県がこれに関与

いたします初めて努力を発生する、

しかもこの国及び都道府県が設けるこ

とにあります。これについてのお

考えを一つお述べ願いたい。

○龜山委員 これは先ほども主婦団体

連合会からの御反対の問題につきまし

てお答え申し上げましたように、料金

または販売価格の制限につきましては

適正な規定を作りますが、それは都道

府県による」というふうになつており

ます。いわゆる都道府県がこれに関与

いたします初めて努力を発生する、

しかもこの国及び都道府県が設けるこ

○亀山委員 御質問の点につきましては、具体的に必要な都度その業種をきめて参りたいと考えておるのでございますが、現在のところでは、たとえば旅館業の広告法、営業時間、こういうことが一つ、また映画館等につきましては上映時間、それから喫茶店につきましては、最近の新聞でよく御存じと思いますが営業時間、それから食品製造業におきましては色素等の使用の方法等を予定いたしております。

〔委員長退席 大橋（武）委員長代理着席〕

○八田委員 第八条第一項第三、営業施設の配置の基準の設定は、既設の業者に対する影響はどういうことになりますか。またこの基準の設定は、考えようによつては既得権の擁護ともなつて参ります。この種のサービス業が利権化するようなおそれはないだらうか、こういう点について御答弁を願います。

○亀山委員 ただいまの八田委員の御質問は、どうもまことに痛い問題で、民主党で非常に論議された点でありますことは、八田委員の御承知の通りだと思います。そこでこの過剩人口をかえておりますが国におきまして、こういう大事な環境衛生営業が、お互いに成り立ち得るようにしていくことが最も大事な問題でございます。従いまして共存共榮というためには、場合によれば營業施設の配置の基準を設定することともやむを得ないと考えられます。お互いに過度な競争に走ることには、必然的に衛生措置の維持をおろそかにするということも予想されますので、十分この国民保健上の立場から

も、今申し上げたような営業施設の配置の基準という問題についての設定は思いますが営業時間、こういうことが一つ、また映画館等につきましては、最近の新聞でよく御存じと思いますが、最近の新聞でよく御存じと思われるようになります。ひいては利権化するようなおそれもございますので、この点については業界関係者の話によつては、最近の新聞でよく御存じと思われるようになります。

○八田委員 そのように一つお願ひいたしたいと思います。

それから「食品等の規格又は基準に関する検査」というものが、第八条第一項第五号に書いてござりますが、一休いかなることを考えておられるか、規格とか基準に関する検査の点につきましてお答え願いたいのと、それから

食品衛生法との関係でございます。たゞこの場合、といつて食品衛生の行政的な権限行使を組合が実施するものではなく、いわば補完的に組合が実施するものと確信をいたしております。たゞこの場合、といつて食品衛生の行政的な仕事がそれだけ手を抜いても、場合によつては万全を期し得る、こういう考え方でございまして、従つてこれはあくまで自主的検査でございますので、私どもの行政的な措置と相まって初めてこの食品の方万全を期し得るものと、かように考えます。

○八田委員 そこでもう一つ環境衛生兩者併用してやつていただきたい、かよう考へておきます。なお足らざるところは環境衛生部長から一つ補充してお答えを願いたいと思います。

○楠本政府委員 食品関係ではいろいろな問題が惹起されておるのは、はなはだ遺憾に存じております。従いまし

一方これに従事いたします職員等の数も、必ずしも十分でない等の関係で苦慮いたします次第でございますが、今回これら法律によりまして、たゞ組合がかよくな食品衛生の規格、基準等を自主的に検査をして、お互いに相成め合つてその品質の向上を期するというようなことをいたしますことは、とりもなおさず私ども監督官府の事務をそれだけ容易にする結果となりますが、従つて今後はよくこれら組合、団体等々と連絡をとりまして、お互いに足らざるを補い合つて参考されれば、必ずりっぱな成績を上げるものと確信をいたしております。たゞこの場合、といつて食品衛生の行政的な権限行使を組合が実施するものではありませんが、きわめて複雑な手段をとつて生産される食品といふようなものに限られている次第でござります。今後私どもはできるだけこの規格、基準の制定を急いで参りたいと、かように考へておきます。

○亀山委員 第八条第一項第五号の食品等の規格、基準の検査という問題は、これはあくまでも組合が自主的にやるという考え方でございまして、食品衛生法に基く検査とはその目的を異に存じます。食品衛生法に基く検査を補助する場合を考えられますので、この

現在食品衛生法で規格らしい規格を配備しておられたのです。それは皆さんに誤解があると思うのですが、その点一お知らせ願いたい。現在食品衛生法で規格らしい規格を備えている食品というのは、そういうふうな消費者米価の値上げ問題につきましては、きわめて一部にすぎない状況でございます。たゞいまのお話のように、現在は特に衛生上問題を起しやすい、たとえますれば、添加物であるとかあるいはまた複雑な手段をとつて生産される食品といふようなものに限られている次第でござります。今後私どもはできるだけこの規格、基準の制定を急いで参りたいと、かように考へておきます。

○八田委員 そこでもう一つ環境衛生部長にお聞きしたいのであります、「食品等の規格」というふうになつておられるが、わが国で食品の規格の設けられました。された食品、こういうふうな規格で食はらねばならぬという規定は、牛乳などが一番はつきりと規定されているのです。米なんかは、ただつき渡り幾つも銳意これらの取締り、あるるは食品の検査等を実行しておる次第でござりますが、何分にも複雑な業界なのです。そこでここでいわれている食品等の規格といふのは、一体どういう食品

中でも特に規格、基準がないと危険の醸成されやすいような食品を重点に、逐次この問題を解決していくみたい、かくしておきます。米の問題が出て参ったのですが、私は、近ごろの消費者米価の値上げ問題につきましては、いろいろと衛生学的あるいは栄養学的に考へていかなければならぬ問題が出ているわけです。というのは、主婦連合あたりではしゃもじを持ち出して、消費者米価値上げ反対というような街頭反対運動をやつております。しかしこれは、米は日本国民の主食であると、いう概念のもとに動いておると思うのですが、現在配給になつておる米は、私は主食でないと考へる。あれは単なる熱量素だけのいわゆる白米だ、こう考へるのですが、一休厚生省で今後食生活規格法によりまして、すでに定められて、米に対する規格とか基準といふものがはつきりしていいわけです。私は米が主食ならば、はつきりと規格、基準といふものは栄養学的な見地からこれを考へていかなければならぬと思うのです。現在配給されておる米はその点からいきなれば、主食の概念には一致しないもの、単なる熱量素だけでございます。こんなものを配給して、食改善の研究とかあるいは食改善のための体位向上と、この点からいきなればならぬと思うのです。この点からいきなれば、白米は主食ではない。しかば主食とは一体どういうことを言つてゐるかどうかと、いろいろな点を含んだものが主食である。ですから

○八田委員 時間がありませんので簡単に質問をいたします。米の問題が出て参つたのですが、私は、近ごろの消費者米価の値上げ問題につきましては、いろいろと衛生学的あるいは栄養学的に考へていかなければならぬ問題が出ているわけです。というのは、主婦連合あたりではしゃもじを持ち出して、消費者米価値上げ反対といふような街頭反対運動をやつております。しかしこれは、米は日本国民の主食であると、いう概念のもとに動いておると思うのですが、現在配給になつておる米は、私は主食でないと考へる。あれは単なる熱量素だけのいわゆる白米だ、こう考へるのですが、一休厚生省で今後食生活規格法によりまして、すでに定められて、米に対する規格とか基準といふものがはつきりしていいわけです。私は米が主食ならば、はつきりと規格、基準といふものは栄養学的な見地からこれを考へていかなければならぬと思うのです。現在配給されておる米はその点からいきなれば、主食の概念には一致しないもの、単なる熱量素だけでございます。こんなものを配給して、食改善の研究とかあるいは食改善のための体位向上と、この点からいきなればならぬと思うのです。この点からいきなれば、白米は主食ではない。しかば主食とは一体どういうことを言つてゐるかどうかと、いろいろな点を含んだものが主食である。ですから

熱量素と保全素を兼ね備えたものが主食という概念でいくなれば、今後の米に対する規格とか基準という問題につきましては、この観点から進められていくべきものであろう。こう考えておられるのですが、この点から考えますと、ただいま部長の御答弁では、農林省がこれはきめるんだ、こういつておられますけれども、これは厚生省として、主食はどうあるべきかという観点から言いますならば、白米を食わせるのがいいかどうか。今日は強化米の研究がござります。強化米の研究は全然入っていない。学者の研究もちゃんと入っていないのです。そして食糧政策といふものが進められてきておる。ここに今後の問題として、農林省においてとられておる食糧行政といふものが、科学的に見た場合に正しいかどうかという疑問も出てくるわけであります。われわれはかつて白米がいいか玄米がいいか、半つき米がいいかあるいは七分つき米がいいかといふ議論をいたしました。そういう場合におきましても、長くかかりますから簡単にいたしますが、結局帰結点は白米は悪い、こういうことになつておる。悪いと言われば、不完全食と言われておった白米を主食として、しかも食管会計で今後米の規格、規準についてどういうふうなお考えを持つおられますか、この際一つお知らせ願いたい。

○**楠本政府委員** まことにごもっともな御指摘と存じます。ただいまの御指摘は、まことに食生活改善の根本に触れる問題であります。従つて私どもも御趣旨には全く同感でございます。由来日本人はあまりにも主食の概念といふものが強過ぎ、しかもその主食といふものをきわめて狭い範囲で考えやすいたとこころに、日本の食生活を非常に窮屈にし、しかも食生活の改善をなしえない大きな原因があろうかと存じます。従つて今後はできるだけ主食の概念といふものをもつと幅広く持たせまして、それによって主食に相当な歴史を持たせる。また一方国民の栄養を確保する上からいきましても、むしろ主食といふのをあまり重視しないでござりますので、今後私どもとしても、そのところに根本があらうかと存じます。しかしこれらの問題は、何分にも多年の食生活の問題にも関係することでお尋ねすることにしまして、これでたしましては、できるだけただいまお答え申し上げましたよ的な気持で国民がいいかといふ問題に立つておる。そこでこの規定によりまして、申し上げますので、今後私どもといふ問題の見地からはつきりときめることができます。こういう問題に立つておる白米は不完全食だと、これは学術的見地からも十分注目して参れば、御懸念のよって日本の食生活の改善並びに食糧需要の安全を期して参りたいと、かよろしくお考えおります。しかしながら、まさにいたしまして、現在は御指摘のように、國民は米といふものに非常な魅力を持つておりますので、この際特にたとえますれば、昔問題になりましましては、やはり主食といふ概念で配給する以上は、正しい學問的な根拠に立つての主食であるべきだと考へるのです。

○**八田委員** そこでまたこの法案に入つて参りますが、第九条の問題でござります。すれにいたしまして、現在は御指摘のように、國民は米といふものに非常な魅力を持つておりますので、この際特にたとえますれば、昔問題になりましたこの法の認可等の規定によりまして、あるいは官僚統制の必要かといふことを考へるのも、生産を離れた面からやはりこれは必要かしていることに対し、厚生省としての合意ということでござりますので、この際八千七百億円という大きな会計を動かすことは、今後いろいろ議論も多いところでござりますので、十分に検討をいたしまして、その結果、たとえばどういうふうなお考えを持つおられますか、この際一つお知らせ願いたい。

○**龜山委員** ただいまの御質問は、適正化規程の認可等の問題によりまして、官僚の統制になりますせぬか、同時にむしろ環境衛生監視員の数を増し、行政監督としていく方がいいのです。

来て参りたい、かように考えております。

○**八田委員** 主食の概念といふものは、日本では慣習的なものから生まれておるわけです。全く学問とは離れておる。しかもまた今後食改善とともに、粒食がいいか、あるいは粉食がいいかという問題も起つてくるわけ

あります。いずれにしましても、今後日本人の主食を粒食にしづしていくと、後日本人の主食を粒食にしづいていくと、いろいろな問題が生じます。こういう問題とともに、これと適正化規程との関連、この点についてお答えを

願いたいと思います。

○**八田委員** 第五十四条の第一項第一号に「適正化基準の設定」ということがうたつてございます。この内容は一体

どういうことをいつておられるか、そ

ういう問題とともに、これと適正化規

程との関連、この点についてお答えを

願いたいと思います。

○**八田委員** 適正化基準は、たとえば

料金の制限について申し上げますと、

大都市、中都市、小都市あるいは農村

等の地理的区分によりまして、一定の

範囲の料金を定めることがいいと存じ

ます。都道府県内部の詳細の内容は適

正化基準の範囲内で適正化規程をきめ

るようになつしたい、かように考へて

お尋ねすることにしまして、これで

したようになつた弊害が起らぬよう

に、環境衛生適正化審議会に業界の代

表者を加えてござりますので、そなへ

きまして、申し上げます。

○**龜山委員** それから第十三条の規定

でございますが、適正化規程を認可す

るに当りますては、事前に公正取引委員会と協議するといふふうにうたつて

ございますが、もし協議ができなかつ

た場合、私的独占の禁止及び公正取引

の確保に関する法律の適用は排除され

るかどうかといふ問題でござります。

○**八田委員** ここで五十七条の「料金等の制限に関する命令」でござります。

この五十七条に規定されるようなこと

でもつて、アウトサイダーとの間に問

題が起つた場合に解決ができるかどうか

の問題です。むしろ営業の停止とか

廃止などの処分といふものが考へられ

ないかどうか、この点一つお伺いした

いと思います。

○**龜山委員** これは重要な問題であると存じます。先ほど申し上げましたよ

うに、本同業組合を任意加入といたし

ました以上は、お示しのようにアウト

サイダーに対する規制問題はどういう

程度でいいかということは必ず問題に

なる点だと存じます。組合とアウトサ

イダーとの間に問題が生じました場合

には、行政官庁がこれに関与すること

は極力必要最小限度にとどむべきもの

でございまして、その解決はできるだ

け相互の話し合いによる組合の自主的

活動にまかせることが最も望ましいこ

とでございます。當業の停止、廃止ま

で考えることは、憲法で保障いたしてあります職業選択の自由を奪うことになりますので行き過ぎのきらいがある

と思います。過度の不当な競争は業界自体も望むところとは考えられません。そこで第五十七条第一項による都道府県知事の順守命令がありますれば十分効果があるものと考えておるのでございます。

○八田委員 第六十二条の問題でござります。「役人の解任の勧告」ということが第六十二条にうつたってございますが、この場合勧告ではなくてどうして役員の解任権を設けなかつたか、勧告にとどめた理由、これをちょっとお伺いしたいと思います。

○龜山委員 その点は先ほど来八田委員がだいだい御主張になりましたように、官僚的色彩をつけることを極力避けました。従いまして役員の解任権を設けずして、組合の自主的活動にまかせました。かように御了承願いたいと思います。

○八田委員 この辺でやめますか、前段來いろいろと御質問いたしまして、今まで答弁頗つたのでござりますが、最後の結論くくりといたしまして、この環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律と中小企業団体法、これは切り離して特別立法として制定しなければならぬという理由でございます。

○龜山委員 先ほども御質問の点について述べましたように、この法律は公

衆衛生立法が中心でございます。一面中小企業団体法を例にとりますと、これはむしろ經濟立法が中心である。その法律は国民の健康に重要な関係がありますことと、同時にこれらの営業はサービス業であるというような点を考えますと、むしろ切り離した方がいいのではないか。同時に私から申し上げるまでもなく、主務官庁を考えますと、中小企業という点からいたしましてむしろ厚生大臣が認可、許可をいたしておりますので、ここへまとめた方がいいのではないか、かように考

た處もございます。ただ私どもとしては、これらは今まで事務的な措置でございまして、いずれ御指摘がありればまた別な観点からこの問題をいたしておるところでございま

す。しかしこれはあくまで事務的な措置でございまして、いずれ御指摘があれば切り離すのでありますけれども、向うは一般法であり、こちらは特別法として、中小企業団体法における本法に準用できますよう規定はこれをできるだけこちらに準用いたしまして、これら環境衛生営業の万全を期していくか、かように考えておる

のでござります。

○補本政府委員 ただいま御指摘の点につきまして目下通産省の当局と協議をいたしております点について申し上

りたいと存じます。

○龜山委員 先ほど八田委員の御質問に対しまして私がお答え申した点を多少訂正いたしたいと存じます。それは本法と中小企業団体法との関係において、一般法と特別法という関係はその通りでございますが、かりに中小企業団体法中本法に準用すべき規定があればそれを準用したいと申し上げましたけれども、これはちょっと私の言い過ぎかもしれませんと存じます。

○大橋(武)委員長代理 野澤清人君。とただいま議題になつております御提案の法案とがその趣旨が全く異なるものであります。従つて切り離すことが当然であるといふことについては全く意見の一致を見ております。ただ問題点は、しかばね中小企業団体法案の中にありますと、経済再建という面から、保守党であると社会党であるとを問わず、中小企業対策ということが政策の基本要件になるのではないか、こ

ましては通産省の当局はただいま龜山先生がお話しになりましたように、特

別法、一般法との関係で、これは特に一般法において取り除くまでもなく特

別法の建前から当然切り離されるもの

しながら私どもが法的的にいろいろ研究をいたしてみますと、これらの点に

つきましては若干の疑義なしといま

せん。そこでこれらの点はいづれ通

産、厚生両次官の覚書の交換によります。しかしこれはあくまで事務的な措置でございまして、いずれ御指摘があ

りますれば切り離すのであります。こうしてこの辺の解釈を明らかにいたしておきたい。かように事務的な措置は相談をいたしておるところでございま

す。しかしこれはあくまで事務的な措置でございまして、いずれ御指摘があ

りますれば切り離すのではありません。ただし中小企業の範囲にも属すべき性格のもので、その経済的基盤はまことに脆弱であり、しかもこれら営業者は膨大な数に及んでおります。こうして数多くの営業がそれぞれ互いに正

の立場から見ると、主婦連が反対するの既得権とも言える営業自体が非常に保護されていく、また助成されていく

ことは、少くとも業者にすれば、これはもうそれこそ唯一、最もや誤解が生ずる心配があるのでない

か。ということは、少くとも業者に対する法律と、業者間にも國民の間にや

の適正化に関する法律というお題目を

見ますと、業者間にも國民の間にや古くから順守すべき衛生基準を定めて指導、取締りの対象となつております。ところが、これら営業はいざれも、特殊なものを利用して、ほとんどすべ

てが中小企業の範囲にも属すべき性格のもので、その経済的基盤はまことに脆弱であり、しかもこれら営業者は膨大な数に及んでおります。こうして数多くの営業がそれぞれ互いに正

の立場から見ると、主婦連が反対するの既得権とも言える営業自体が非常に保護されていく、また助成されていく

ことは、少くとも業者にすれば、これはもうそれこそ唯一、最もや誤解が生ずる心配があるのでない

か。ということは、少くとも業者に

の立場から見ると、主婦連が反対するの既得権とも言える営業自体が非常に

保護されていく、また助成されていく

ておりますこれら環境衛生営業に関するいろいろな事例に徴しましてもおわかりのことと存じます。これらを直接感ずるわれわれといたしましては、国民の健康に影響のあるます環境衛生営業につきまして何らかの方法をとらなければならぬまい、それにはできるだけ自主的な取締りが望ましいといふことが第一点でござります。それから今御指摘のように、中小企業の方が多いのですが、さいますから、その意味において經濟的立法をもこれに取り入れておるけれども、重点はあくまでも公衆衛生立法であるという点御了承を願いたいと存じます。

じやないか、けれども、一々厚生大臣が感謝状を出すとか、ほうびをやると、いうわけにいかない。自主的にこれを指導する、また自動的に金融の措置とえよう、こういうことで、裏を返しますと経済立法だといわれるような、きわめてその適用者にとって重要な半面を多分に要素として持っているのではないか、こういう感じがいたすのであります。表向き公衆衛生の立法だと、こういわれますし、経済立法の意味も含んでおるということであります。提案者とされましては、どっちにどう比重をかけるかということよりも、そうした取締り面と、同時にまことに日本と米国との本質的な

けですけれども、私はこれは臨期的な立法ではないかという感じをしております一人であります。つまり今まで厚生衛生行政、特に環境衛生の面はほとんど取締り立法です。基準が示され、違反すればすぐ罰金だ、過料だとうことで、神經をとがらせながら營業に努力しなければならないというのありますままの姿だと思います。そこで自民党としてこれだけ幅も広く、しかも深さも十分持つ法律を作るには何か理由がなければならぬ。これを審議に解説しますと、今までの官憲が故意に解釈しようと、右に行かななければ通締りをするように、左に行かなければいかぬと文いかぬ、左に行かなければいかぬと文商売を続けるなければならない、こうして協力するならば何かほめてやろう

業のあり方といふものを国家として尊重しておるに成しようという見地からだと考えられます。ただ、この法律を自民党が提出されたのはどういう意味で出されたのか、この点をお伺いいたしたいと思います。

○鷲山委員 先ほど野澤委員の御質問に対しても、私は非常に喜んでおるところであります。ただいまの御質問によつて補充して、ただいまして、おろらく速記等を通じまして各業者の方は非常に喜んでおられるとの存じます。私は、お言葉のよきに、戦前のこれら環境衛生取締りというもののが、警察取締りに堕したといふ点は、非常によくないと思ひます。これはサービス営業でありますから、この面を生かしますと、できる限り自主的におやりになるのがいい。しかしそれはサービスの抜け道、あるいは中には、先ほど申し上げたように、不心得の人もありま

同時に中小企業の方の育成を考えておるのですから、両面持つておりますだけに、中小企業団体法を作らうという方面からは、なかなかいろいろむずかしい問題があると思いますが、こういう法案こそ、今お話をありましたように、一日も早く出したい、それにはわれわれ自民党で、従来のいろいろのこれらの方害を聞いておりましただけに、急ぎました点が、最も重要な点であるとお答え申し上げたいと存じます。

○野澤委員 各省内における事情等はよくわかりますし、また公衆衛生立法を主体としていく、あるいは経済立法の意味も加味されるということからの議員立法であれば、これも大体了承できるのであります。最近の政府の情勢から見ますと、先ほど八田君が質問されましたように、中小企業の団体法がすでに政府提案で出されるのではないか、こういう一つの現象が、国会内部

健所を中心取り締まるという段階でなく、「おのずからその一つの限界点に悩んでおる次第でござります。従つて場によりまして、業界がきわめて民主化に、しかも自發的に一つの組織化さまして、取締り当局に対します協力勢が整いますれば、これはきわめて効率的な行政実施ができるのじやなかか、かようになります。

第二点は、これも先ほど来てお答を申し上げましたように、私どもは後いろいろな問題にさらされておりますが、これを要約してみますと、まさに秩序なき社会の悩みといふ感じ深いのであります。たとえば最近は茶店において映画を上映してみたり、あるいは裸の三助が衆衆浴場に現わしてみたり、切りがないのでござります。たとえば最近問題となつております鳩森小学校の例なんかも、その秩序なき社会の一つの例だと存するので

ております。これら環境衛生営業に関するいろいろな事例に徴しましてもおわかりのことと存じます。これらを直接感ずるわれわれといたしましては、国民の健康に影響のある環境衛生営業につきまして何らかの方針をとらなければならぬまい、それにはできるだけ自主的の取締りが望ましいということが第一点でございます。それから今御指摘のように、中小企業の方が多いのでござりますから、その意味において經濟立法をもこれに取り入れておるけれども、重點はあくまでも公衆衛生立法であるといふ点御了承を願いたいと存じます。

じやないか、けれども、一々厚生大臣が感謝状を出すとか、ほうびをやるとかいうわけにいかない。自主的にこれを指導する、また自生的に金融の措置をとることで、裏を返しますと、經濟立法だといわれるような、きわめてその適用者にとって重要な半面を多分に要素として持っているのではないか、こういう感じがいたすのではあります。表向き公衆衛生の立法だと、こういわれますし、經濟立法の意味も含んでおるということあります。提案者とされましては、どつちにどう比重をかけるかということより多く、そした取締り面と、同時にまた

すから、そういう点において初めてこの
刀を抜くべきものだと、かように
考えております。そこで御質問の、何
ゆえにこれを議員立法にして、政府提
案にしなかつたかといふ点でございま
すが、これはいろいろ考え方があると
思いますが、政府提案というこ
とでござりますと、各省内なかなか話が
まとまりません。そこでそれを待つて
おりますことがどうかと思いました点
が一つと、それから特に今御指摘のあ
りました、この法案を衆議院立法と
見るか、経済立法を見るかという点に
つきましては、いろいろ議論があると
思います。今野澤委員のお話のよう
に現われてきている。しかもあちらに
完全な経済立法でこれを立案して、
く、こういうことであります。が、経
済立法でこれを立案して実際には効果がある
過程からして早くやりたいという自
己の気持といふものはよくわかります
が、一体これだけの法律を作つて、
生省の担当者といいますか、当局とい
いますか、局長や部長においてこの文
容は無理でないと考へているのか、
たこれを実施して実際に効果がある
と考えているのか、この点政府の見解
明らかにしていただきたい。
○ 藤本政府委員 先ほどもいろいろ
答えを申し上げましたように、現在在
どもといたしましてはある意味で取

業態といふものの伸長の度合が生まれてくると思ひます。たとえば不況のために失業者が相当出てくる。勤め口がなければやむを得ないから、なければ金を準備してサービス業に転換しようとという傾向が一つ、それからかなり通貨が潤沢になつてきて、しかも重労働等に従事するよりも、景気のよくなつたときに退職金等を元にしてサービス業を営んでいただきたい、つまり失業者の一つのはけ口だとも見られる場面が多いと思うのです。そこでこれらの既設業者に対する一つの組合組織というものを中心とした保護的な立法が出てきますと、国民大衆は新規開業が締め出しを食うのではないか。退職金をもらつたり、あるいは失業したりした際にぜひ喫茶店をやりたい、あるいはまた特殊なサービス業に従事したい、飲食店を開きたい、こういう場合に門戸を閉ざされてしまつて、憲法に保障された自由営業権が圧迫されるのではないかといふ声も、これは誤解に基くものだと思いますが各所に起きているように聞き及んでおります。これに対して提案者としましても政府当局としましてもどういろいろなお考え方か、そういうことは絶対ないとう考へています。

○亀山委員 ただいまの御質問、まことに傾聴に値する、われわれとして最も悩んだ問題の一つでござります。御案内のようにこの法案によりまして業

界の方々が安定される一面、既得権に眠るといふような安易な気持であらることはわれわれの期待するところではありませんので、その点は十分これら自主的活動にわれわれは期待いたしております。そこで今お話しの失業者等に閑連し、新規開業の締め出し問題といつのがございますが、これは私から申し上げるまでもなく、戦後の状態を野澤委員も御存じだと思いますが、いと安易に、単なる失業対策的な気持で行いまして、従つてこれらをある程度規制いたしたい。と申しまして健全なる業界の進捗を阻止する意向はございません。これは一に適正化規程の定むることであります。従つてこれらをある程度規制いたしましたこれらの環境衛生関係の営業が環境衛生営業を非常に毒した点でございました。従つてこれらをある程度規制いたしたい。と申しませんけれども、これらの多く人が、今申し上げたように業界の混乱を来たすといふことのないようになります。それは若干懸念なのは考へるのでございまして、新規開業の締め出しにならぬように、非常にむずかしい問題であります。その点は若干懸念な規程の運用をしていただきたいと考えているのでございます。

○野澤委員 厚生省自体として、この法律を運用するのにそういう心配は全然ありませんか。

○楠本政府委員 先ほどは当局といつしまして、きわめて期待する点を申し上げました。その半面この法律の運営に当つて心配される点は、特に既得権です。議員立法ですから政府は責任がないといつて逃げられると困りますので、その点はつきり申し上げておきましたが、これは非常な問題点だと思うのです。議員立法ですから政府は責任がないといつて逃げられると困りますので、その点はつきり申し上げておきましたが、少くともこの法律のねらいは七团体といふものを一応目標として立案された。そうしますと法律を貫く精神はやはり既得権者の擁護にある。取締る事務的に検討いたしました結果、かくいう法律の一貫した精神でないか。そしてそれを調整、指導していくというのがこの法律の精神でないか。そしてそれが、少くともこの法律のねらいは七团体といふものを一応目標として立案された。そうしますと法律を貫く精神はやはり既得権者の擁護にある。取締る事務的に検討いたしました結果、かくいう法律の精神でないか。そしてそれを調整、指導していくというのがこの法律の精神でないかと存じます。

○野澤委員 楠本部長非常に言い回ししまして、きわめて期待する点を申し上げました。その半面この法律の運営に当つて心配される点は、特に既得権の擁護といふような点が中心だらうと存じますが、私どもがこの法案をいろいろ事務的に検討いたしました結果、かくいう既得権の特に擁護をはかるための規定等についても自主的に

行政がスボイルされる。あるいは行政が非常にやりにくくなるという点はないように考えております。と申しますのは、施設の配置の基準等にいたしまして、業界の話し合いが結局最後を決定する仕組みになつております。一方的活動にわれわれは期待いたしております。そこで今お話しの失業者等に閑連し、新規開業の締め出し問題といつのがございますが、これは私から申し上げるまでもなく、戦後の状態を野澤委員も御存じだと思いますが、いと安易に、単なる失業対策的な気持で行いまして、従つてこれらをある程度規制いたしたい。と申しまして健全なる業界の進捗を阻止する意向はございません。これは一に適正化規程の定むることであります。従つてこれらをある程度規制いたしたい。と申しませんけれども、これらの多く人が、今申し上げたように業界の混乱を来たすといふことのないようになります。それは若干懸念なのは考へるのでございまして、新規開業の締め出しにならぬように、非常にむずかしい問題であります。その点は若干懸念な規程の運用をしていただきたいと考えているのでございます。

○野澤委員 厚生省自体として、この法律を運用するのにそういう心配は全然ありませんか。

○楠本政府委員 先ほどは当局といつしまして、きわめて期待する点を申し上げました。その半面この法律の運営に当つて心配される点は、特に既得権です。議員立法ですから政府は責任がないといつて逃げられると困りますので、その点はつきり申し上げておきましたが、少くともこの法律のねらいは七团体といふものを一応目標として立案された。そうしますと法律を貫く精神はやはり既得権者の擁護にある。取締る事務的に検討いたしました結果、かくいう法律の精神でないか。そしてそれを調整、指導していくというのがこの法律の精神でないかと存じます。

○野澤委員 ただいまの御質問、まことに傾聴に値する、われわれとして最も悩んだ問題の一つでござります。御案内のようにこの法案によりまして業界の方々が安定される一面、既得権に眠るといふような安易な気持であらることはわれわれの期待するところではありませんので、その点は十分これら自主的活動にわれわれは期待いたしております。そこで今お話しの失業者等に閑連し、新規開業の締め出し問題といつのがございますが、これは私から申し上げるまでもなく、戦後の状態を野澤委員も御存じだと思いますが、いと安易に、単なる失業対策的な気持で行いまして、従つてこれらをある程度規制いたしたい。と申しまして健全なる業界の進捗を阻止する意向はございません。これは一に適正化規程の定むることであります。従つてこれらをある程度規制いたしたい。と申しませんけれども、これらの多く人が、今申し上げたように業界の混乱を来たすといふことのないようになります。それは若干懸念なのは考へるのでございまして、新規開業の締め出しにならぬように、非常にむずかしい問題であります。その点は若干懸念な規程の運用をしていただきたいと考えているのでございます。

○野澤委員 厚生省自体として、この法律を運用するのにそういう心配は全然ありませんか。

○楠本政府委員 先ほどは当局といつしまして、きわめて期待する点を申し上げました。その半面この法律の運営に当つて心配される点は、特に既得権です。議員立法ですから政府は責任がないといつて逃げられると困りますので、その点はつきり申し上げておきましたが、少くともこの法律のねらいは七团体といふものを一応目標として立案された。そうしますと法律を貫く精神はやはり既得権者の擁護にある。取締る事務的に検討いたしました結果、かくいう法律の精神でないか。そしてそれを調整、指導していくというのがこの法律の精神でないかと存じます。

じますので、はなはだどうもお答えがえり難いとおもふ。行政力並びに業界の自発的活動とが、両々相待つてこれらを調整をはかりつつ、よりよきサービス、よりよき製品の開発とが、その發展といふものを国民のために意図する

○野澤委員 非常にしつこく突つ込ますが、この法律のポイントはござります。大体民主政治の特色といいますか、欠陥といふ点を抑しておきます。たゞ、冒頭に私が申し上げました七団体なら七団体がこの環衛法といたものに對しては非常な期待を持つておると思う、そしてその期待といふものは、法律ができさえすれば料金の規制もできる、乱売の防止もできる、またすべての衛生施設といふものも向上していくのだ、こういうみずからわざとくわくするほどの大きな期待を持つた立法なのです。ところが立法者の御説明あるいは政府のこれに同意された見解等を拝聴すると、半面既得権者に対するところの強い擁護立法だといふ感じを強く受ける。けれども法律そのものを野放しにして、従来の取締り立派と違つてこれは擁護立法ですから、法律をそのまま委員会に流した、国会が法律を通過させたというだけでは、この法律の効果が上つてこないと申す。そぞうすると、自主的人々といふ言葉で説明されていますが、結局サービス面を向上させ、料金の規制をやること、また経済行為のみずから立場といふものを話し合いの広場を作つては逐次改善していく、こういう組合自体の運営の面に大きな比重がかかつてくる次第でござります。

ると思う。従つてあなたの方で一体どうなるのだと追及されても、行政官庁としては、どうぞりつぱにおやり下さらない、そのアドバイスだけはしようとしないか、こういうことのように感じられるのですが、こういう解釈をして間違いないであろうか。またそれは違うのだ、政府としても責任を持つたびにこれをより強く強化していくかのだという考え方か、それとも運営の面をしつかりやつて各業者が組合を作るなどいふことはなれば法律の効果が生まれないのだと、いろいろ考え方か、この点ももう一へん簡単につけようですか伺いたい。

えではないだ恐縮でございますが、や
はり私どもは法の精神を十分に尊重い
たしまして、業界に対しても十分な指
導、監督並びに話し合いもいたしてい
く。しかし業界自身もやはりこの法律
の趣旨のあるところをよく理解して、
自発的でできるだけの努力をして、そ
して両々相待つて初めて万全の姿が生
まれてくる、かように考える次第でござ
ります。

○野澤委員 そこで提案者に今度お尋
ねしたいのですが、自民党、社会党
も、中小企業立法として団体法や組織
法が今出されたり出されようとしてお
りますけれども、先ほど亀山さんの御
回答によりますと、団体法とは切り離
すということを原則にしておる。そうも
なってきますと、資金のあっせんとい
う面で一番われわれが心配しなければ
ならぬことは、中小企業資金のうち
で、商工中金の団体融資——組合に貸
し付ける金が、この法律に従う業者に
は流れでこないのじやないか。しかも
一般法でもって、この方はどうしても
握っていくのだということになってしまいます
と、この業者に対する国民金融
公庫あたりから金を借りなければなら
ぬということになってしまいます。業種に
よつてはそういう膨大な資金が必要あります
ように、業種の別によつてはかなり適
用される業態で多額の資金を要する場
合が起きくる。一体こういう事柄につ
いて万一切り離すということが原則で
あるとすれば、これらに対してもう一
お考えを持っておられるか。たとえば
商工中金の金融の面について特別に法

の改正をしてこちらにも流れてくるようになつたいというお考へでいるのか、また全然これは通産省の方にたよつていかなければならぬといふ考へなのか、この点のところを、これからどうやるということのお答へをもらひようもそういう隘路についてどう解決するか、こういう考へ方だけをおつしやつていただきたいと思います。

○亀山委員 お言葉のよう、環境衛生関係の営業に対します資金の問題につきましては、確かに旅館あるいはその他の興行場あるいは理容、美容等に関しましても、中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫の方で順位が非常に悪い、困つておることはよくわかつております。そこで今お示しいたきました中小企業の団体法との関連におきましては、もしでき得ることならば、商工中金法を改正をしていただきまして、そしてこの環境衛生関係に資金が回るようにしていただきたい、そういう努力をいたしたい、かように考へております。

○野澤委員 非常によくわかりました
が、なおこの第二条に「この法律は、次の各号に掲げる営業につき適用する。」とありますて、一から七まで示されております。そこで理容業、美容業、それからクリーニング、公衆浴場等は概念としてサービス業としての性格がはつきりしておるので。ところがこのうち一号の食品衛生法第二十条に規定されている営業というのが別の法律でたくさん並べてあります。こういふものが一方あるかと思いますと、興行場法で先ほど八田委員から質問がありましたが、一体映画だけを採用して、環境衛生の立場から劇場その

か。同時にまたこうした映画だけを限つたということがありますが、映画館も持つといふような大資本家もある、こういうような資本的な対立といふものが半面見受けられる、また旅館業法を考えてみましても一概にホテルといいますかそういう大きなものから簡単宿泊所のよくなものまでおそらくこれは含むものだと思うのですが、こうしたものを七団体もここに盛り込んだというのは、一体これは衆衆衛生の面からきたのか、業者の希望によつて入れたのか、この経過についてお差しつかえなければ伺いたいと思います。

もござりますので、これらのことを考えますとあくまでも今の御意見のように私は公衆衛生立法として中小企業団体法から切り離すのが妥当である、か

ように考えましたのでござります。

○野澤委員 そこで入田委員も質問しておつたようですが、第一項に食品衛生法の中で「政令で定めるもの」こうきめてあります。そこで食品衛生法の第二十条を見ますと、飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、あるいは乳製品製造業等たくさん並んでおりまして、業態も二十からあげております。提案者としてはその中で二つか三つという考え方でおそらく立案されたのだと思いますが、そこで反対に楠本部長の方にお尋ねしたいのです。ただ飲食店営業というてもたくさんありますから、こういふものを全部この法律に含ませるのか、それともその中の一部を取り上げるのか、また二十からありますこの法律第二十条の規定の中で幾つぐらいための業態を指定しようとするのか、この点を第一に伺いたい。

それから第二点として「政令で定めるもの」というのは、おそらくこれは業者が希望する、また政府でも妥当と思われるものに政令を出すのだと思いますが、逐次これはふやす意思でもつてしまつていかれるのか、あるいはまた一応限度を考え、その政令といらものはそう簡単にふやすものでないという考え方なのか、この辺のところを楠本部長からお尋ねしたいと思います。

○龜山委員 野澤委員は楠本さんを御指摘になりましたが、便宜私が提案の考え方だけを申し上げたいと思います。

それはお示しのように食品衛生法は二十ほどの業態がござります。これらの中ととりあえず私どもが考えたのは先般八田君にも申し上げた

業、こういふように大別いたしたのをございます。しかし今お言葉のように、喫茶店、飲食店及び食品製造業、こういふように大別いたしたのをござります。また食品の製造業及び販売業にもいろいろござります。これらは先般数年前に厚生省指導のもとに食品衛生協会といふものを全国に作りました際にもいろいろ問題がございました点でございまして、これは業者の皆様の御意見及び今御指摘になりました厚生省から見た必要性、こういふものをこの法律が施行されられますれば勘案して政令で指定されることを提案者としては考えておりましたので、以上つけ加えて申し上げまして、あととは楠本衛生部長からお答え申し上げます。

○楠本政府委員 私どもは扱いといつしましてはいずれ御指摘を受けたいと思っておりますが、まず最初はあまり数が多くないところから実行をして、そら窮屈に考えずにその成果によりまして逐次業種をふやしていく措置をとることが望ましいではないか、か

なりたい、かように考えております。

○大橋(武)委員長代理 次会は明十九

午前十時より開会することとし、本

日はこれにて散会いたします。

がございましても、その順位がその性質上必ずしも優先しないものもあるかと存します。従つてやはり結果としてはその業態が特にかよくな組織活動を必要とするものから逐次実施して参りたい、かように考えております。これらの中の優先順位は私どもから考えますれば、それが衛生上の基準を守られなければ、それには国民に相当な御迷惑

をおかけする、あるいはその営業方法が場合によると社会悪的方面に発展するというような点に重点を置いて遂次この範囲を拡張していきたい、かよう

に考えております。

○野澤委員 趣旨はよくわかりました。が、でき得るならば次会あたりにその内容について一応原案を政府当局と御相談されて、三種類なり五種類なりと

いうものを明示していただいた方が

けつこうだと思います。ただばく然と

食品衛生といふことになっています

と、かなり広範に考えていて、

うら、こうした面について当然適用され

るだろうと思つたら政令から除かれ

て、期待が大きいだけにがつかりする

業者もかなり出るのじゃないか、こう

いう心配から、もしこの施行前に一応

の筋が立つならばお示し願えればけつ

こうだと存じます。

なお質問したいことはたくさんあり

ますが、本日はこの程度にとどめまし

て次会に保留いたしたいと思いますか

らよろしくお願ひいたします。

○大橋(武)委員長代理 次会は明十九

午前十時より開会することとし、本

日はこれにて散会いたします。

午後四時散会